

会 議 名	第1回 港区子育て家庭家事支援及び申請受付等業務委託事業候補者選考委員会
開 催 日 時	令和8年4月8日（水）午後6時から午後7時まで
開 催 場 所	港区役所5階 514会議室
委 員	（出席者）5名 請川委員長、横尾副委員長、小池委員、鈴木委員、坪井委員 （欠席者）なし
事 務 局	子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長、子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係長、子ども家庭サービス係
会 議 次 第	1 開会 2 委員長・副委員長の選出について 3 選考委員会選考スケジュール（案）について 4 事業候補者募集要項（案）について 5 採点基準表（案）について 6 閉会
配 付 資 料	資料1 港区子育て家庭家事支援及び申請受付等業務委託事業候補者選考委員会設置要綱 資料2 選考委員会委員名簿 資料3 選考委員会選考スケジュール（案） 資料4 港区子育て家庭家事支援及び申請受付等業務委託事業候補者募集要項（案） 別紙1 仕様書（案） 別紙2 港区子育て家庭家事支援及び申請受付等業務委託事業候補者選考基準（案） 【様式1】質問書 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書 【様式3】共同事業体構成書 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状 【様式3-3】委任状 【様式4】事業者概要及び業務実績 【様式5-1（1）～5-4（3）】企画提案書 【様式6】プロポーザル参加辞退届 資料5 採点基準表（一次審査）（案） 資料5-2 採点基準表（二次審査）（案）

会議の結果及び主要な発言	
(発言者)	1 開会 (事務局から開会の挨拶) (委嘱状は事前に送付) (事務局から配付資料の確認) (各委員から自己紹介) 2 委員長・副委員長の選出について
事務局	当委員会では、選考委員会設置要綱の第5条において委員長・副委員長について定めており、委員の中から委員長を互選し、副委員長は委員長が指名することとなっております。委員長の選出について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
A委員	これまで多数の選考委員を務めており、他の経験も豊富であることから、請川委員を推薦いたします。
事務局	委員長は請川委員にお願いするということによろしいでしょうか。 (委員一同、異議なし) ご異議なきものとさせていただきます。委員長は請川委員にご就任をお願いしたいと思います。これから先の議事進行は請川委員長に行っていただきます。委員長、よろしくお願いいたします。
委員長	ご指名いただきました請川です。委員長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 副委員長については、行政側の委員を代表して横尾委員を指名いたします。 3 選考委員会選考スケジュール(案)について (事務局から資料3について説明)
委員長	説明のありましたスケジュールにつきまして、ご意見・ご質問はありますか。 (委員一同、異議なし)
委員長	ありがとうございます。それでは、このスケジュールに基づき、選考を実施していくことといたします。 4 事業候補者募集要項(案)について 5 採点基準表(案)について
委員長	「4 事業候補者募集要項(案)」と「5 採点基準表(案)」については、相互に関連する事項ですので、一括して議題とさせていただきます。 それでは、事務局から説明をお願いします。 (事務局から、資料4から資料5-2について説明)

委員長	説明は終わりました。それぞれの資料や事務局からの説明について、ご意見・ご質問はありますか。
B委員	そもそも、家事支援に限定しているという説明でしたが、家事以外の部分は別の要綱を立てて別建てで発注しているのか、あるいは別の補助制度を使うのか、国の子育て世帯訪問支援事業などとの整理について教えてください。
事務局	子育て世帯訪問支援事業は、港区においては相談支援係が所管しており、養育困難家庭を対象とするサービスです。これに対し、今回の家事支援事業は、どなたでも利用できるサービスとして区分しております。 さらに、港区では家事育児支援を行う事業としてベビーシッター利用支援事業を実施しており、1人当たり年間144時間、障害児・多胎児・ひとり親家庭を対象に1人当たり年間288時間まで補助を手厚くしているため、育児支援はそちらの制度を利用いただく趣旨で、今回の事業は家事を対象を絞っております。
B委員	子育て世帯訪問支援事業の方は国の制度設計上、かなり幅広い枠組みですが、港区としてはそちらをより重いケースにシフトし、今回の家事支援は、より軽い、予防的な領域をカバーする整理と理解してよいでしょうか。
事務局	そのとおりです。
B委員	家事支援の具体的な話として、食材は「あらかじめあるもの」という前提なのか、家庭の状況に応じて、場合によっては訪問する人が買い物しながら支援できるのか、その辺りの考え方を教えてください。
事務局	本事業では、食材等は利用者の方にご用意いただきます、買い物については業務内容として組み込んでおりますが、その場合も、実費でお支払いいただくことと整理しております。
A委員	この種の事業は、区内事業者を優先することや、実際にヘルプに行く人が区民であることをできる限り重要視した方がよいのではないかと思います。どのように加点されるのか教えてください。
事務局	採点基準表、一次審査評価点の下枠に加点項目があり、その中に「区内事業者優遇」がございます。これに該当する場合は、事務局採点として、1項目当たり5点を加点することで、優遇措置を図っております。
A委員	仮に区内事業者がない場合には区外事業者が受託することもあり得ると思いますが、区内事業者と区外事業者の共同事業体の場合、実態として、区外事業者が主体という形もあり得ると思います。また、実際にヘルプしてくださる従業員が区内の人であるかどうかという点も含め、どのように評価に反映されるのでしょうか。
事務局	評価基準は客観的に定めており、「区内事業者優遇」に当てはまるかどうかを事務局で採点することになります。一方で、従業員が区内かどうかについては、今回は客観的な基準としては整理しておりませんが、区内人材を使う方が望ましいという視点もあるため、その点も含めて、審査・評価いただければと思います。
C委員	二次審査の同席人数について、「参加表明書に記載された担当者のほか、業務責任者（複数いる場合はそのうち1名）」となっているが、何名程度を想定してい

	るのでしょうか。
事務局	事務局としては3名程度を想定しております。
C委員	募集要項上にも「3名程度」などと記載した方が分かりやすいのではないかと思います。
事務局	その方が分かりやすいと思いますので、事務局で修正案を作成いたします。
B委員	運営体制に、「統括コーディネーターを1人以上定め、事業所内に配置」とありますが、経験年数や知見の点で、どの程度のレベルを求めているのかが見えにくいため、実質的な業務遂行を考えると、統括だけでなく全体の経験年数や一定の経験者数など、もう少し書き込んでもよいのではないかと思います。ただし、厳しくし過ぎると応募がなくなる可能性もあるため、そのバランスも考慮が必要かと思われます。
事務局	経験年数を制限すればレベルの担保はしやすいと思いますが、事業候補者を確保したいという事情もあるため、体制をしっかり作り込んでいることが分かるような記載に修正したいと思います。
C委員	統括コーディネーターがどういう人か、申込書類上で分かるのでしょうか。
事務局	分かるような様式になっております。
C委員	募集の間口を広げておきたいという考えも理解できるため、数値基準を定めなくても、どういう人物がコーディネーターとして置かれているかがわかれば、委員が一つの指標として評価できるのではないかと思います。
A委員	「参加表明書に記載された担当者」は誰を指すのでしょうか。また、「業務責任者」は統括コーディネーターのことなのか、この辺りの整理について教えてください。
事務局	現在想定していた「参加表明書に記載された担当者」は、「様式2 参加表明書兼参加資格審査申請書」に記載してもらう担当者を想定しておりました。ただ、業務の中核を担う統括コーディネーターに参加してもらった方が、説明を受ける際にも具体的な情報が聞けるため分かりやすいと思われるため、選考基準の記載を「担当者のほか、統括コーディネーター、業務責任者等」など、可能な限り参加してもらえる表現に修正したいと思います。
A委員	その方がよいと思います。
B委員	私は、実際に家事支援に行く人がどのような人なのかが重要だと考えています。料理のレベルなども論点にはなりますが、それ以前に、本事業の目的規定を見る限り、支援の中で家庭の状況を「キャッチする」ことが重要であり、単に食事を作って帰るだけの人が行くのでは目的を果たせないと感じます。担保の仕方としては、第一に、そうした研修を十分に行っている業者を選ぶこと、第二に、審査後あるいは契約条件の中で、区側が「こういうところを見てほしい」といった研修を設けることがあると思います。
委員長	事務局はいかがでしょうか。
事務局	もっともなご意見として受け止めております。審査項目としましては、提案書

	様式5-3の(3)「家事支援を通じた区との連携及び情報共有」という項目があるため、こちらに書いていただけるよう調整したいと思います。実際に「何を見るべきか」については、契約協議の中でも詰めてまいります。
B委員	ぜひよろしくお願いします。家事支援だけでなく虐待の未然防止が大事なポイントであるため、実務を伴った支援にしてほしいと思います。
C委員	先ほど事務局説明の中で、安全対策・危機管理に関し「従業者による不適切行為が過去にもあった」との説明がありましたが、これは区内の話でしょうか。
事務局	産前産後家事・育児支援事業という、3歳未満を対象とした区の家事育児サービスを受託している事業者の従業者が、区外ではありますが事件を起こした事案がありました。
C委員	区外の事案であるとのこと、わかりました。
A委員	その不適切行為があった事業者が、その後改善されているとして今回応募してきた場合にも、通常どおり審査すればよいのでしょうか。
事務局	該当の事業者を一律に排除することは難しいため、応募があった場合は、通常どおり審査していただければと思います。
D委員	先ほどB委員から指摘があった、実際に家事支援に入る人材について、単なる家事能力ではなく、家庭支援の視点・気づきの能力が重要であるという点は非常に大事だと思います。評価資料5のローマ数字Ⅱ-2「管理運営」(1)「事業を安定的に運営するための体制、人材の確保」に、その要素、すなわち、そういった家庭の支援や気づきに関する研修をどう行い、どう人材を確保していくのかという視点も含めた形で、事業者に提案させた方がよいのではないかと思います。 もう一点、資料5-2の第二次審査採点基準表について、(5)「総合評価」が、(1)から(4)を高く評価したうえでさらに全体を総合で見る形になっており、重複する事項が多く採点しづらいのではと思います。書類審査と違って対面でのプレゼン・質疑で見るのであれば、受け答えの的確さ、前向きな姿勢、取組姿勢など、面接でしか分からない観点にした方がよいのではないのでしょうか。
C委員	今の提案は、資料5のローマ数字Ⅱ-2(1)への修正提案と、資料5-2の(5)「総合評価」の見直し提案の二点に分かれると思います。前者については、私も良い提案だと思います。
事務局	前者について、そういった提案がなされるよう企画提案書様式に書き加えたいと思います。
C委員	後者について、確かに右欄の説明には「目的を理解しているか」「的確な回答がなされたか」等、面接場面で見るとべき観点が並んでいますが、「総合評価」という項目名や「総合的に評価できる内容であるか」という文言は重複があるかと思います。
A委員	私もD委員の提案に賛成いたします。「総合評価」の細かい項目を現時点で全部消すべきとは思いませんが、少なくとも最後の「総合的に評価できる内容であるか」は、取組姿勢などと置き換える形で整理した方がよいのではないかと思います。

B 委員	総合評価ではない別のものにするという方向には賛成ですが、私の視点は少し異なりまして、意欲などいわゆるプレゼン力といった主観的な点を評価しすぎるのは危険だと思っています。大手で営業的に上手なところが点を取りやすくなる一方、実際に現場に立つ人とは違うことがあります。むしろここで見るべきは、実行力、実現可能性、過去の実績やエビデンスであり、プレゼンが上手でなくても、実際にこういうことをやってきたという客観的な根拠を示せることを評価すべきではないかと思っています。さらに、「創造性」「将来性」という言葉も抽象的で、家事支援の中で言うなら、限られた材料でどのような工夫ができるか、保護者に次回以降の家事や食事のヒントが伝えられるかなど、具体的な工夫・発展性として表れるべきではないかと思います。
委員長	それでは、二次審査の（５）について、上の二つの説明は他項目と重複しているので書き換えることとし、総合評価については何を重視するのか整理した上で、事務局で見直した修正案をメール等で各委員に示して確認してもらう形でいかがでしょうか。
事務局	承知しました。いただいたご意見を踏まえて修正した案をメールで送付させていただきますので、ご確認をお願いいたします。
A 委員	先ほどのB委員のご意見について、全国チェーンのような事業者が綺麗なプレゼンを行い、「よく見える」ことは確かにあると感じました。そのうえで、私としては「将来性・創造性・発展性」という言葉の捉え方が曖昧なのだと感じています。例えば、ヘルパーが家庭ごとの事情を把握し、同じ家庭には同じ人が行く、あるいはこの家庭にはこういうヘルパーを行かせる、といった運用上の工夫が、ここでいう創造性・発展性に入ってくるイメージがありますが、抽象的すぎるので、その辺りも踏まえて事務局に修正いただけるとありがたいです。
C 委員	今のご意見も、状況把握の上で適切な人材を派遣できるかという点に通じており、実行力・実効性ともつながると思います。そういった部分も勘案して資料を修正していただければと思います。
B 委員	また、点数配分にも少し触れたいのですが、一般論として、こういう審査では金額基準との配分、すなわち、提案内容はよいが金額が高いところが落ち、安価な方が点数上有利になるという問題が起こりやすいです。本件でそこをどう考えているのかを伺いたいです。
事務局	港区全体の考え方としては、事業規模の範囲内において提示された金額が低い事業者を高評価とすることとしています。 ただし、本件事業においては、極端に低い金額が提示された場合には、事業の適正な実施に支障を来すおそれがあることから、提示金額が事業規模の80%未満の場合は、適正性確保の観点から評価点を1点としています。今回の配点はそのような形で設定できればと思いますが、いかがでしょうか。
B 委員	ありがとうございます。
C 委員	安ければよいというものではなく、予算はありつつも、質の高いところを選ぶべきであり、その観点を踏まえて採点していくことで良いかと思います。
委員長	以上で、議題４・５を終了してよいでしょうか。 （委員一同、異議なし）

それでは、本日出されましたご意見を踏まえまして、事務局には4月10日の公募開始に向けて、作業を進めていただきたいと思います。

6 閉会
(事務局から事務連絡)